

○ 平成 18 年 3 月 10 日付事務連絡「介護給付費請求書等の記載要領（案）及び記載例（案）の送付について」にてお示しした記載例（案）中の一部に誤りがありましたので訂正いたします。（26 ページ）

9. 様式第九

(1) 10日間入所した後、6日間試行的退所を行い、その後施設に戻り月末時点において入所中の場合の記載内容。

入所年月日	平成 1 8 年	1 月	1 日	退所年月日	平成	年	月	日	入所実日数	2 5	外泊日数	6	
主傷病	脳梗塞後遺症			退所後の状況	1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院								
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード			単位数	回数日数	サービス単位数	公費分回数等	公費対象単位数	摘要			
	保健施設 I 2	5 2 1 1 2 1	7 5 1	2 5	1 8 7 7 5								
	保健施設試行的退所サービス費	5 2 6 3 0 1	8 0 0	6	4 8 0 0								
	合計				2 3 5 7 5								
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額			
	保健施設食費	5 9 5 2 1 1	1 3 8 0	6 5 0	2 5	3 4 5 0 0	1 8 2 5 0			1 6 2 5 0			
	保健施設従来型個室	5 9 5 2 2 3	1 6 4 0	1 3 1 0	3 1	5 0 8 4 0	1 0 2 3 0			4 0 6 1 0			
	合計					8 5 3 4 0				5 6 8 6 0			
					保険分請求額(円)	2 8 4 8 0	公費分請求額			公費分本人負担月額			

注：試行的退所サービス費の算定日数は入所実日数に含めず、外泊日数に含めて記載する。

試行的退所サービス費は初日と最終日を除いた日について 1 月に 6 日を限度に請求が可能である。

~~なお、月をまたいで試行的退所を行った場合には、最大 1 2 日を限度に請求が可能である。(削除)~~

試行的退所サービス費または外泊時費用を請求する場合、居住費用にかかる特定入所者介護サービス費は占有の状況に応じた居室区分にて請求可能であるが、食事費用にかかる特定入所者介護サービス費を請求することはできない。

※ 1 回の試行的退所加算が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは 6 日以内となる。

3 月 1 日事務連絡「介護報酬算定・指定基準の解釈通知に規定する内容について」

・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 4 0 号）」を参照